

浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市(以下「市」という。)の中心市街地活性化を目的とした公共空間の利活用(以下「利活用」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路で市が管理するものをいう。
- (2) 公共空間 第3条に定める区域内にある道路、駅前広場及び公共施設をいう。
- (3) 道路占用許可 道路法第32条第1項の規定による道路の占用の許可をいう。
- (4) 道路使用許可 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の規定による道路の使用の許可をいう。
- (5) 行政財産使用許可 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定による行政財産の使用の許可をいう。

(対象区域)

第3条 この要綱において、対象となる区域は、別表第1のとおりとする。

(対象事業)

第4条 利活用できる者及び事業は、別表第2のとおりとする。

- 2 別表第2に掲げる特定事業は、一般事業に優先して利活用できる。

(利活用の期間及び時間)

第5条 利活用できる期間は、1回の事業実施につき連続する3日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、安全かつ円滑な通行の確保に支障がないと認められ、別表第3に掲げる商業団体等及び背後地の住民等の承諾が得られた場合に限り、4日以上上の利活用ができるものとする。
- 3 利活用できる時間は、原則として準備及び片付けを含め、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(利活用の条件)

第6条 利活用の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利活用期間及び利活用時間の終了後は、速やかに利活用場所を原状回復すること。
- (2) 利活用場所及びその周辺の美化に努め、樹木等を損傷しないこと。
- (3) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)、浜松市屋外広告物条例(平成17年浜松市条例第153号)及びその他法令に抵触しないこと。
- (4) 歩行者等に対し、原則として通路を4m以上確保するとともに、安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (5) 視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないこと。
- (6) 利活用場所に車両を駐車しないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (7) 利活用場所の背後地の住民及び店舗等の承諾を得ること。
- (8) 別表第2に掲げるイベント活動及び経済活動を実施する場合は、別表第3に掲げる商業団体等の承諾を得ること。
- (9) 別表第1に掲げる駅前広場で別表第2に掲げる啓発活動等を実施する場合は、東海旅客鉄道株式会社の承諾を得ること。

(申請)

第7条 利活用しようとする者(以下「利活用希望者」という。)は、原則として事業開始日の2か月前から20日前までに、浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、事業開始日から3か月を限度として、一度に申請できるものとする。

- (1) 第5条第2項に定める4日以上利活用をする場合
- (2) 同一事業を反復的に実施する場合

2 前項に定める書類には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す書類
- (2) 利活用予定平面図(配置図)
- (3) 背後地の住民及び商業団体等の承諾を得たことがわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 公共空間のうち、道路の利活用希望者は、浜松中央警察署長に対し、道路使用許可の申請を別に行わなければならない。また、連続する10日を超えて道路を利活用しようとする場合は、道路管理者に対し、道路占用許可の申請を別に行わなければならない。

4 公共空間のうち、公共施設の利活用希望者は、原則として事業開始日の2か月前から20日前までに、市長に対し、行政財産使用許可の申請を別に行わなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる道路及び駅前広場で別表第2に掲げる啓発活動等を実施する場合は、原則として事業開始日の2か月前から14日前までに、浜松市まちなか公共空間利活用(道路・駅前広場)計画書(第2号様式)を道路管理者に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第8条 利活用希望者は、申請内容に変更があった場合、浜松市まちなか公共空間利活用希望計画変更届(第3号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(申請の事務処理)

第9条 第7条に関する事務の所管課及び事務処理は、別表第4のとおりとする。

(団体登録)

第10条 別表第1に掲げる駅前広場を除く公共空間において、別表第2に掲げる経済活動を実施しようとする者は、浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録(以下「団体登録」という。)をしなければならない。

2 前項の規定により団体登録をしようとする者(以下「団体登録希望者」という。)は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 直近の過去2年間において納税義務を怠っていないこと。
- (2) 直近の過去2年間において営業停止等の処分を受けていないこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(団体登録の申請)

第11条 団体登録希望者は、原則として事業開始日の2か月前から1か月前までに、浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 直近の過去2年間の業務又は活動実績を示す書類
- (2) 直近の過去2年間の納税証明書(任意団体の場合は代表者の納税証明書)
- (3) 当該年度の活動実施計画書及び収支予算書
- (4) 浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書(第1号様式)及び添付資料
- (5) 登記事項証明書(法人団体のみ)
- (6) 団体の規約又は会則及び役員名簿(任意団体のみ)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第12条 市長は、前条第1項の申請内容が適当であると認めた場合は、団体登録希望者に対し、浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録書(第7号様式)を交付するものとする。

2 登録期間は、登録日の属する年度の3月31日までとする。

(登録内容の変更)

第13条 団体登録された者(以下「団体登録者」という。)は、登録内容に変更があった場合、浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録変更届(第8号様式)により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(団体登録申請の事務処理)

第14条 第10条に関する事務の所管課及び事務処理は、別表第5のとおりとする。

(譲渡禁止)

第 15 条 団体登録者は、団体登録に係る地位を譲渡し、又は転貸してはならない。

(登録の取消)

第 16 条 団体登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、登録を取消すものとする。

- (1) 第 10 条第 2 項に定める要件を具備しなくなったとき。
- (2) 営業許可の取消しを受けたとき。
- (3) 第 11 条に定める申請書類等の内容に虚偽の事項があったとき。
- (4) その他不適當な行為があると市長が認めるとき。

(許可書の表示)

第 17 条 団体登録者は、利活用の期間中、道路占用許可書、道路使用許可証又は行政財産使用許可書を表示又は携帯しなければならない。

2 団体登録者が団体である場合は、当該団体に属することを証する書類等を携帯しなければならない。

(占用料等の減免)

第 18 条 市長は、公共空間を利活用する者に対し、占用料又は使用料を減免することができる。

2 前項に定める占用料又は使用料の減免は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共空間のうち、道路を利活用し、道路占用許可の申請を行う場合は、浜松市道路占用料徴収条例第 4 条第 1 項第 13 号の規定により、占用料を 1 日 1 m²あたり 10 円とする。
- (2) 公共空間のうち、公共施設を利活用する場合は、浜松市行政財産の目的外使用に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、使用料を 1 日 1 m²あたり 10 円とする。

3 前項の占用料又は使用料の算定対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利活用により占有する面積
- (2) テント等の施設を設置する場合は、その施設の設置面積
- (3) オープンカフェ等の空間を形成する場合は、設置する机の面積又は間仕切り内の面積

(監督処分)

第 19 条 市長は、公共空間を利活用する者に対し、地方自治法又は道路法の規定に基づいて承諾を取消し、その効力を停止し、又は物件を移転し、除却し、若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(立入調査)

第 20 条 市長は、この要綱に定める措置及び施策を実施するため必要があると認めるときは、利活用に係る物件に立ち入り、必要な指導をすることができる。

2 前項の規定により、立入調査を行う職員は、身分を明らかにする証票を携帯しなければ

ばならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

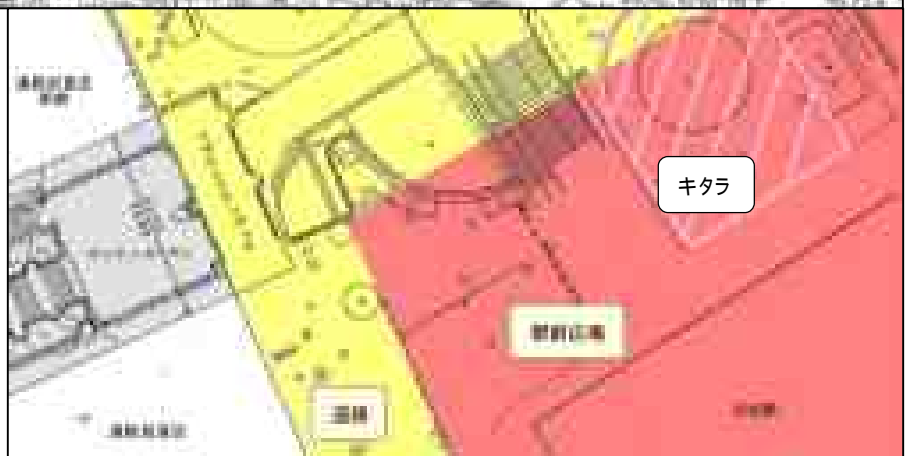
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、要綱の施行の日以後に提出された計画書に限り適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 浜松市まちなか公共空間利活用に関する事務処理要領（平成18年3月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定は、要綱の施行の日以後に提出された計画書に限り適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	対象区域
道路	対象区域内の市が管理する道路
駅前広場	J R 浜松駅北口広場（ただし、地下広場を除く。）
公共施設	ギャラリーモール（ただし、浜松市ギャラリーモール条例第5条第1項第1号に基づき許可を受けなければならない区域を除く。）



別表第2（第4条関係）

【事業を実施する者】	
公共団体、公益団体、非営利団体、社会福祉団体、社会教育団体、学校その他の教育機関、公共団体共催事業を行う団体、公共団体後援事業を行う団体、市民団体、企業、個人	
【一般事業】	
1 イベント活動	<p>次に掲げるもののうち、観客となる来場者に対して、入場料等が発生せず、商品等の販売を主目的としない活動をいう。ただし、別表第1に掲げる駅前広場のうち、キタラの利活用については、市が主催・共催するイベント活動又は市が後援する音楽会に限る。</p> <p>音楽会（コンサート、活動発表等） 演芸会（ダンス、大道芸、活動発表等） 展示会（絵画、彫刻等の展示が目的のもの） スポーツ、レクリエーション（ウォークラリー、撮影会、ファッションショー等） 芸道的なもの（華道、茶道等の体験やPR等） 学校又は社会教育団体の活動（校外授業、活動成果等の発表・展示等） 社会福祉又は社会奉仕の活動（チャリティーセール、バザー等） 地域振興に資するもの（事業者等により組織された団体が行う地域の産業振興を目的とした地域物産展等のイベントで、市長が特に必要と認めるもの。） 文化振興に資するもの（文化発表・芸能発表等） 産業振興に資するもの（地域産業展示会等） 中心市街地のPRに繋がるもの（映画、ドラマ、コマーシャルの撮影等） 中心市街地で行う活性化のためのイベントに参画している団体が行う、当該イベントに関連する行為 都市空間の演出（オープンテラス）</p>
2 経済活動（駅前広場を除く。）	<p>次に掲げるもののうち、団体登録者が、中心市街地活性化を目的として継続的かつ反復的に行う商業活動をいう。</p> <p>イス・テーブル等を設置し、飲食を提供するもの（オープンカフェ） 農産物等を陳列販売するもの（朝市） リサイクル品等を陳列販売するもの（フリーマーケット、蚤の市）</p>
3 啓発活動等	<p>上記以外の事業で、軽易又は定例的な活動をいう。</p> <p>チラシ配布 募金 署名活動 献血 防災訓練 演説</p>
【特定事業】	
<p>浜松まつり プロムナードコンサート 市主催又は共催イベント 上記の関連イベント その他市長が特に認めた事業</p>	

別表第3（第6条関係）

利活用場所	関係する商業団体等
アクアモール	鍛冶町10丁目繁栄会
遠鉄百貨店前（曳馬中田島線）、サンクンガーデン	株式会社遠鉄百貨店
アルコモール有楽街	有楽街商店街振興組合
モール街	ライブモール商店街振興組合（北側） ジョイフルモール商店街振興組合（南側）
サザンクロス	砂山銀座サザンクロス商店会
ザザシティ中央広場隣接部分（鍛冶千歳1号線）	株式会社ザザシティ浜松
鍛冶町通り	鍛冶町通商店街振興組合
広小路	板屋町繁盛会
アクト通り、公園通り、学園通り	アクト地区まちづくり会議
JR浜松駅北口広場	東海旅客鉄道株式会社
ギャラリーモールの一部（公共施設区分）	株式会社遠鉄百貨店

別表第4（第9条関係）

事業内容	所管課	所管課の事務処理
イベント活動及び経済活動	産業振興課	浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書又は浜松市まちなか公共空間利活用希望計画変更届を受理したときは、南土木整備事務所長に対し、計画又は変更内容に対する意見を述べる。
	南土木整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> 利活用区分が道路の場合、産業振興課の意見を考慮し、浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書に対する意見書（第4号様式）を利活用希望者に交付する。 利活用区分が駅前広場の場合、産業振興課の意見を考慮し、浜松市まちなか公共空間利活用承認書（第5号様式）を利活用希望者に交付する。
啓発活動等	南土木整備事務所	浜松市まちなか公共空間利活用（道路・駅前広場）計画書を受理したときは、浜松市まちなか公共空間利活用（道路・駅前広場）計画書の写しを利活用希望者に交付する。

別表第5（第14条関係）

所管課	所管課の事務処理
産業振興課	<p>浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録申請書又は浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録変更届を受理したときは、南土木整備事務所長に対し、登録又は変更内容についての意見を求める。</p> <p>南土木整備事務所の意見を考慮し、団体登録が適当であると認めた場合は、浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録簿（第10号様式）へ記載する。</p>
南土木整備事務所	商業振興担当課長に対し、浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録申請等に対する意見書（第9号様式）を送付する。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)
申請者 団 体 名
代表者氏名

浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書

浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

事業名													
利活用内容	イベント活動 (内容:)												
	経済活動 団体登録が必要です。 (内容:)												
利活用期間 (準備・片付け時間含む)													
利活用場所	<table border="0"> <tr> <td>アクアモール</td> <td>アクト通り</td> </tr> <tr> <td>有楽街</td> <td>公園通り</td> </tr> <tr> <td>モール街</td> <td>学園通り</td> </tr> <tr> <td>サザンクロス</td> <td>J R 浜松駅北口広場 (キタラ ・ キタラ以外)</td> </tr> <tr> <td>サンクンガーデン</td> <td>遠鉄百貨店前 (曳馬中田島線)</td> </tr> <tr> <td>その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	アクアモール	アクト通り	有楽街	公園通り	モール街	学園通り	サザンクロス	J R 浜松駅北口広場 (キタラ ・ キタラ以外)	サンクンガーデン	遠鉄百貨店前 (曳馬中田島線)	その他 ()
アクアモール	アクト通り												
有楽街	公園通り												
モール街	学園通り												
サザンクロス	J R 浜松駅北口広場 (キタラ ・ キタラ以外)												
サンクンガーデン	遠鉄百貨店前 (曳馬中田島線)												
その他 ()												
利活用規模													
後援・共催	「浜松市」(後援 ・ 共催) 事業 / 「浜松市」主催事業 / なし JR 浜松駅北口広場を利活用する場合、市が主催・共催・後援するイベントに限ります。(キタラは音楽イベントのみ)												
広報方法													
担当者連絡先	住 所: 〒 氏 名: 電話番号: 他団体との調整が生じた場合、電話番号を案内することがありますので御承知おきください。												
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の企画書 (開催要項又は事業目的及び事業計画を示す書類) 2 利活用予定平面図 (配置図) 3 背後地の住民及び商業団体等の承諾を得たことがわかる書類 4 東海旅客鉄道(株)の利用承諾書 (J R 浜松駅北口広場のみ) 5 道路占用許可申請書の写し (道路占用許可が必要な場合のみ) 6 行政財産使用許可申請書の写し (公共施設のみ) 												

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)
申請者 団体名
代表者氏名

浜松市まちなか公共空間利活用希望計画変更届

年 月 日付けで申請をした浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書について、申請内容の変更をするため、浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱第8条の規定により、次のとおり、関係書類を添えて届出します。

記

変更項目のみ、変更後の内容を記入してください。

事業名	
利活用内容	
利活用期間 (準備・片付け時間含む)	
利活用場所	アクアモール 有楽街 モール街 サザンクロス サンクンガーデン その他() アクト通り 公園通り 学園通り JR浜松駅北口広場(キタラ・キタラ以外) 遠鉄百貨店前(曳馬中田島線)
利活用規模	
後援・共催	「浜松市」(後援・共催)事業 / 「浜松市」主催事業 / なし JR浜松駅北口広場を利活用する場合、市が主催・共催・後援するイベントに限ります。(キタラは音楽イベントのみ)
広報方法	
担当者連絡先	住所：〒 氏名： 電話番号： 他団体との調整が生じた場合に電話番号を案内することがありますので御承知おきください。
添付書類	変更後の内容に即した関係書類

様

浜松市長
（南土木整備事務所扱い）

浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書に対する意見書

年 月 日付け浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書について、浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱第9条の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。なお、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に規定する道路使用許可が必要となります。

記

- 1 道路管理上の問題について
- 2 中心市街地の活性化に対する効果について
- 3 その他

公共空間利活用内容	
申請者	住 所
	団 体 名
	代表者名
事 業 名 称	
利活用内容	
利活用期間	
年 月 日 時 ~ 年 月 日 時	
対 象 区 域	アクアモール 有楽街 モール街 サザンクロス サンクンガーデン アクト通り 公園通り 学園通り 遠鉄百貨店前（曳馬中田島線） その他（ ）
利活用規模	

なお、道路の使用に当たっては、あらかじめ地元住民等に対して十分広報に努めるとともに発生したトラブルについては、迅速に対応するよう申し添えます。

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長
（南土木整備事務所扱い）

浜松市まちなか公共空間利活用承認書

年 月 日付け浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書について、浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱第9条の規定に基づき、承認します。なお、利活用にあたっては、次のとおり意見を述べます。

記

- 1 管理上の問題について

- 2 中心市街地の活性化に対する効果について

- 3 その他

公共空間利活用内容	
申請者	住 所
	団 体 名
	代表者名
事業名称	
利活用内容	
利活用期間	
年 月 日 時 ~ 年 月 日 時	
対象区域	J R 浜松駅北口広場
利活用規模	

なお、使用にあたっては、あらかじめ地元住民等に対して十分広報に努めるとともに、発生したトラブルについては、迅速に対応するよう申し添えます。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)
申請者 団 体 名
代表者氏名

年度 浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録申請書

浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録をしたいので、浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

当申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。また、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。公共空間の利活用に際しては、法令を順守します。

記

団 体 名		(フリガナ)		
事 務 所 等	住所(所在地)	〒		
	代 表 者 氏 名	(フリガナ)	代表者肩書	
			任 期	年 月 日から 年 月 日まで
	電 話 番 号		FAX 番号	
E - m a i l				
そ の 他 役 員	肩 書	氏 名	備 考	
会 員 数	人 (年 月 日現在)			
設 立 趣 旨 (目 的)	年 月 日設立			
過 去 2 年 間 の 活 動 内 容 (別 添 可)	なるべく具体的に記入してください。			
利 活 用 場 所				
添 付 書 類	1 直近の過去2年間の業務又は活動実績を示す書類 2 直近の過去2年間の納税証明書（任意団体の場合は代表者の納税証明書） 3 当該年度の活動実施計画書及び収支予算書 4 浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書（第1号様式）及び添付資料 5 登記事項証明書（法人団体のみ） 6 団体の規約又は会則及び役員名簿（任意団体のみ） 7 営業許可書の写し（個人のみ）			

年 月 日

様

浜松市長

年度 浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録書

浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱第12条第1項の規定に基づき、浜松市まちなか公共空間利活用団体等と認め、次のとおり登録します。

ただし、公共空間の利活用に際しては、法令を順守すること。

記

登録	
登録期間	年 月 日から 年3月31日まで

提示を求められることがあるため、本登録書は現場に持参すること。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)
申請者 団 体 名
代表者氏名

浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録変更届

年 月 日付けで申請をした浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録について、登録内容の変更をするため、浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱第13条の規定により、次のとおり、関係書類を添えて届出します。

記

変更項目のみ、変更後の内容を記入してください。

変 更 年 月 日	年 月 日		
団 体 名	(フリガナ)		
事 務 所 等	住 所 (所 在 地)	〒	
	代 表 者 氏 名	(フリガナ)	代表者肩書
	電 話 番 号		FAX 番号
	E - m a i l		
活 動 内 容 (別添可)			
そ の 他			
添 付 書 類	変更後の内容に即した関係書類		

（あて先） 商業振興担当課長

長

浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録申請等に対する意見書

年 月 日付け浜松市まちなか公共空間利活用団体等登録申請書及び浜松市まちなか公共空間利活用希望計画書について、浜松市まちなか公共空間利活用に関する要綱第14条の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

- 1 団体登録申請書について
登録の要件は備えているか

提出書類に不備はないか
- 2 利活用希望計画書について
計画内容は適当なものであるか

管理上の問題はあるか
- 3 その他の意見

公共空間利活用内容	
申請者	住 所
	団 体 名
	代表者名
事 業 名 称	
利活用内容	
利活用期間	
年 月 日 時 ~ 年 月 日 時	
対 象 区 域	
利活用規模	

